

## 神戸市従業員労働組合環境支部との交渉議事録

1. 日 時：令和5年6月12日（月）17：03～17：19
2. 場 所：環境局職員研修会館 8階 第1研修室
3. 出席者：  
（市）部長（施設担当）、業務課長、業務課課長（事業管理担当）他2名  
（組合）市従環境支部副支部長、書記長、書記次長兼会計、書記次長 他3名
4. 議 題：要求書の提出に関する交渉について
5. 発言内容：

### 要求書提出 ※別紙のとおり

（組合） 今年度の現業統一闘争については、17項目からなる要求書を提出させていただく。現業統一闘争は全国の現業労働者の仲間が統一してたたかう闘争であり、今年度については10月20日を全国統一行動日に設定しており、全体の足並みを揃えた上で最終の判断をする考えであるので、よろしくお願ひしたい。

それでは、具体的な内容について事務局より趣旨説明をさせていただく。

（組合） それでは説明させていただく。

1. 環境保全・資源循環型の廃棄物行政を確立するため、廃棄物の収集・運搬・処理・処分まで直営により事業を運営すること。
2. 「神戸市行財政改革方針 2025」については、事前協議を遵守し労使で十分な協議を行うこと。

我々は、市民の安全・安心、快適な生活環境の保全を基本理念に、自治体清掃労働者として、環境保全・資源循環型の構築に向け減量・資源化にも取り組み、めまぐるしく変わる各種法律の制定や改正にも迅速に対応してきた。

特に、減量・資源化に向けた取り組みについては、市民の理解や協力が必要不可欠であることから、日々の協働した取り組みや、普及啓発活動を展開するなど、直営であるがゆえの即応性や柔軟性をいかに発揮できていると考える。

さらには、近年、異常気象や自然災害が多発している状況下、災害時における社会的セーフティーネットの役割として、公共サービスの重要性が再認識される中、これまで多くの災害被災地において最大限の復旧・復興支援を行い環境行政としての役割を果たしてきた。

このような中、人口減少・超高齢化社会の進展やライフスタイルの多様化により、今後さらにクリーンステーション管理負担やごみ出し困難者が増加することで、行政に求めら

れる役割・重要性はこれまで以上に高まるため、今後も神戸市の廃棄物事業は直営により事業を行うことと併せて、現在、断行されている「神戸市行財政改革方針 2025」については、事前協議を遵守し、今後も労使で十分な協議を行うことを要求する。

3. 分別ルールの徹底に向けた取り組みを強化すること。

家庭内で使用され、使い残された農薬、洗浄剤など各種化学物質を含有する製品について、神戸市では適正処理の困難性から収集処理は行わず、製造元または、販売店へ相談することとしている。

しかし、処理業者の連絡先が明記されていない、市民が引き取り依頼を行っても受け取りを拒否される事案も発生しているため、市民が排出しやすいシステムを早急に確立しなければ、有害廃棄物の不法投棄や家庭系ごみへの混入などさまざまな問題を誘発する恐れがある。

これらの有害廃棄物については、有害性、危険性、引火性が高いことから、市民や職員の安全を確保するためにも、今後もより効果的な方策を検討することを要求する。

4. 労働災害防止に向け、局の責任において基本方針を確立し、労働職場環境の抜本的改善を行うこと。

安全で安心な職場づくりは、我々が求める基本理念であります。現場では依然として労働災害が発生しており、過去には痛ましい事故も起きている。

これまでも「安全作業の手引き」や安全衛生委員会活動、作業実施計画などにおいて安全作業の徹底を図っているが、今後も局の責任において基本方針を確立し、労働職場環境の抜本的改善を行うことを要求する。

5. 運転業務における交通事故等に伴う、身分の確保を明確にするるとともに、事故防止に向けた運転講習等の充実を図ること。

車両を用いる業務特性上、交通安全に対する職員の知識・意識向上を図るため、これまで実施されてきた実技講習の活用も含め、さらなる講習の充実を図るとともに、万が一事故が発生した場合においてもドライブレコーダーなどを活用することにより、適正な事故処理を行い、交通事故における身分の確保を明確にすることを要求する。

6. 欠員については速やかに補充すること。

この間、新規採用が抑制されてきたことにより、職員の高齢化や年齢の空洞化が発生し、現在においても技術継承が困難となっていることから、今後も継続した採用が必要と考えている。

また、クリーンセンター、整備工においては欠員が生じており、職員への過重な負担が発生している状況にある。この状況を事業局として重く受け止め、職員に負担がかかからな

いよう、欠員については速やかに補充することを要求する。

8. 高齢者雇用対策について明確な考えを示すこと。

雇用と年金の接続が求められる中、神戸市では暫定再任用制度を運用しているが、今後も高齢者職員に対するニーズの多様化が予測されることから、高齢者に対応した業務内容のあり方については、職員の安全が確保された上で業務が行えるよう必要な対策を講じる必要がある。

また、少子高齢化が進み、生産年齢人口が減少する一方で、複雑高度化する行政課題に的確に対応するため、国家公務員法等及び地方公務員法において、定年の段階的引き上げや高齢期職員における多様な勤務制度を内容とする改正が行われたが、円滑な実施に向け、業務内容などについては労使で十分に協議をすることを要求する。

9. 発火事故防止対策として、市民に排出ルールを徹底させること。

市民の安全確保および負担の軽減のため、カセットボンベ・スプレー缶については、中身を使い切った上で穴を開けず、透明または半透明の袋で排出するように変更されているが、依然として不燃ごみへの混入が数多く見受けられる。

また、リチウムイオン電池などの小型充電式電池の機器は、過度の力が加わると、発熱・発火し、ごみ収集車や処理施設の火災の原因となっている。

これまでも、カセットボンベ・スプレー缶・小型充電式電池の混入に起因する火災事故が発生しているため、職員はもとより市民や近隣への被害が発生しないよう、安全確保に向けた市民への排出ルールの周知・徹底を要求する。

10. 新型コロナウイルスについては、引き続き対策を講じること。

新型コロナウイルス感染症については、2023年5月8日に感染症法上の位置づけが2類から5類に移行されたが、新型コロナウイルスが完全に終息したわけではない。

我々が、日々従事しているごみ処理業務については、住民生活にとって必要不可欠な公共インフラであるため、今後も引き続き、安定したごみ処理体制の確保に努めていくためにも、職員の健康管理には十分配慮した上で、より実効性のある感染症防止策を整えるとともに、感染防止に必要な物資の支給を要求する。

14. 作業の安全性・効率性を考慮した中・長期的な中継施設のあり方を示すとともに、老朽化が進んでいる既存の施設についても抜本的な改善を行うこと。

2017年度より3クリーンセンター（東・港島・西クリーンセンター）、3中継地（落合・妙賀山・苅藻島クリーンセンター）体制へと移行したことで、中継施設の貯留機能の活用により、災害など緊急時にも対応できる、安定的・効率的なごみ処理ネットワーク化が構築されたと考えている。

また、クリーンセンターについては、基幹的設備改良工事を実施することで最長40年間

の運転を見越した長寿命化を図っていく考えが示されているが、老朽化対策工事については、現場職員の意見を取り入れることで働きやすい職場環境を整備することができ、安全作業の確保にも繋がると考えており、今後も現場職員の意見反映に努めるよう要求する。

15. あらゆる差別の解消に向け、実効性ある取り組みを実施するとともに、清掃事業および清掃労働者に対する、市民意識を啓発すること。

清掃事業、清掃労働者に対する差別の解消は、人権にかかる重要な課題であり、資源循環型社会の構築に向け、廃棄物事業への関心が高まる中、ごみの問題やごみ処理の仕事について、正しく認識してもらうことは、我々の職場に対する理解に繋がるものと考えており、清掃事業の必要性や重要性については、引き続き市民への意識啓発に努めるよう要求する。

16. 厚生物資については質を向上させるなど、作業に適した物資の支給が行えるよう改善を行うこと。

熱中症予防対策として、ファン付き作業服が新たなメニューに追加されたことについては、現場の作業実態を踏まえた対応であり、現場からも感謝の声があがっている。

しかし、我々の業務は、多種多様化していることから、引き続き作業内容に適した厚生物資を支給することが、安全で安心な作業環境の整備に繋がると考えることから、実態に応じた厚生物資の支給が行えるよう努めるとともに選択制の導入なども含め、十分に協議を行うことを要求する。

17. 事前協議制を遵守するとともに、労使妥結事項については速やかに遂行し必ず文書化すること。

環境施策実現に向けては、互いの信頼を築き良好な労使関係を構築することによって市民本位の環境行政を進めていくことができると考えている。

厳しい情勢ではあるが、労使一体となり山積する諸課題を解決しなければならないと考えるため、これまで以上に事前協議を遵守するとともに労使妥結事項については速やかに遵守し必ず文書化することを要求する。

(市) 皆様には、日頃から事業の推進にご協力いただき感謝申し上げます。

また、昨年度も引き続き、新型コロナウイルスの感染が拡大し、事業場においても感染者が発生したが、感染拡大防止策を徹底の上、ごみの収集・処理業務に従事し、市民サービスの維持に尽力していただいたことに対し、この場を借りて感謝申し上げます。5月8日からは、感染症法上の位置づけが5類へ変更されたが、引き続き基本的な感染対策を実施

していきたいと考えているので、ご協力をお願いします。

ただいま、令和5年度現業統一闘争について、要求書をいただき、ご説明をお聞きした。要求内容については、十分検討した上、勤務労働条件に関する事項について、改めて回答させていただきます。

さて、環境局では、これまで3クリーンセンター体制化、大型ごみ収集、反転車による収集業務の委託化等、執行体制の効率化を図ってきた。

しかしながら、これまでの感染症への対応、物価高騰や急速な円安への対策、さらに、公共施設の光熱費や公共事業の事業費の増加など、想定外の財政需要の発生によって、本市の財政状況は予断を許さない状況にある。引き続き、「行財政改革2025」に基づき、民間活力導入やOB職員の活用等による執行体制の効率化を図る必要があると考えている。

一方で、少子・超高齢化や市民ニーズの多様化への対応として、クリーンステーション管理支援等、時代の変化に伴う社会課題に対しては行政が責任を果たす必要があると考えている。今後も市民や現場の意見を伺いながら、市民サービスの向上、労働環境の改善に向けた施策の検討も併せて行いたいと考えている。

いずれにしても、本日いただいた要求については、勤務労働条件に関するものについて、関係部局と十分に調整・検討の上、改めて回答させていただきます。